

# 平成29年度さいたま市立ひまわり特別支援学校いじめ防止基本方針

平成29年4月3日策定

## 1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校においても決して例外とは言えない。そこで、本校の全児童生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、また、いじめが起きない学校をつくり、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市ひまわり特別支援学校いじめ防止基本方針」を策定することとした。

## 2 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- (1) 「いじめは絶対に許されない」行為であるという認識を持ちます。
- (2) いじめられている児童生徒を最後まで守り抜きます。
- (3) 学校が一丸となって組織的・機動的に対応します。
- (4) 児童生徒と児童生徒、児童生徒と教職員の間に、共感的な人間関係を構築します。
- (5) いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- (6) いじめの問題について、保護者・地域・関係団体と連携を深めます。

## 3 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 4 組織

- (1) いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
  - ①目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
  - ②構成員：校長、教頭、教務主任、教務副主任、生徒指導主任、教育相談主任、各学部生徒指導担当、各学部教育相談担当、学部主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、民生委員、地元自治会役員、主任児童委員
  - ③開催  
ア 定例会（各学期1回程度）  
イ 校内委員会（生徒指導委員会で随時開催）  
ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
  - ④内容  
ア 学校基本方針に基づく取組の実施・進捗状況の確認、定期的検証  
イ 教職員の共通理解と意識啓発  
ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取  
エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約  
オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約  
カ 発見されたいじめ事案への対応  
キ 虐待や虐待が疑われる行為を発見した場合の集約  
ク 構成員の決定  
ケ 重大事態への対応

## 5 いじめの未然防止

- (1) 道徳教育の充実を図る。
- (2) 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して、いじめに係る関係者の意識の啓発を図る。
- (3) 学部主任会や企画委員会、生徒指導委員会等を通して、児童生徒の情報を確認する。
- (4) 養護教諭や看護師から、児童生徒の情報を確認する。
- (5) PTA役員会、PTA運営委員会（どちらも月1回開催）を通して、保護者のいじめに関する意識を啓発する。

## 6 いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- (1) 日頃の児童生徒の観察
- (2) 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告  
※ 児童生徒に対する簡易アンケートを定期的実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (3) 教育相談週間（日）の実施
- (4) 保護者アンケートの実施
- (5) 地域からの情報収集

## 7 いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- (1) 校長は、「いじめ対策委員会」を主宰し、各担当者に指示をする。
- (2) 教頭は、校長を補佐し、「いじめ対策委員会」の事務を整理する。また、必要に応じて関係機関と連携を図る。
- (3) 教務主任は、主任会や学部調整会を通じ、「いじめ」に関する情報を収集する。
- (4) 担任は、学級の児童生徒の様子を確認し、必要に応じて学部担当や学部主任に連絡する。
- (5) 学部担当は、所属学部の各学級担任と連携を図り、必要に応じて学部主任に連絡する。
- (6) 学部主任は、所属学部の学部担当と連携を図り、必要に応じて生徒指導主任に連絡する。
- (7) 生徒指導主任は、「いじめ対策委員会」の事務局を担当し、全校の調整を図る。また、必要に応じて、校長の命を受け、関係機関との連携を図る。
- (8) 教育相談主任は、生徒指導主任と協力して全校の調整を図る。
- (9) 特別支援教育コーディネーターは、生徒指導主任や教育相談主任、養護教諭等と協力して、全校の調整を図る。
- (10) 養護教諭は、担任や生徒指導主任等と協力して、「いじめ」に関する情報を収集する。
- (11) スクールカウンセラーは、管理職や生徒指導主任等と協力して、「いじめ」に係る児童生徒の心のケアを担当する。また、必要に応じて、教員や保護者の相談に当たる。
- (12) 保護者は、学校と協力し「いじめ防止」に係る児童生徒の意識向上を図る。また、学校と協力して、学校・保護者の果たす役割に係る研修等に参加する。
- (13) 地域は、様々な立場から児童生徒を見守り、必要に応じて情報を学校へ伝える。

## 8 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- (1) 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、次の疑いがある場合は、迅速に調査に着手し、その原因を確認の上、適切な対応を行う。
  - ① 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合
- (2) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。
  - ① いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - ② 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

(3) 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する場合

＜学校を調査主体とした場合＞

- ① 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- ③ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- ① 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## 9 研修

- (1) 職員会議 … 毎月開催する。その中で「いじめ」発見につながるポイントを研修する。特に、「わかる授業づくりを進めること」を中心に実施する。
- (2) 校内研修 … 生徒指導主任を中心に、「生徒指導」「教育相談」「情報モラル」に係る研修を企画・運営する。（夏季休業中には集中して実施し、外部の専門家を招いての研修を行う。）

## 10 PDCAサイクル

(1) 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- ① 1学期 … 「委員会」の設置。「いじめ防止基本方針」の教職員、保護者、地域への周知。校内研修会の開催。
- ② 2学期 … 教職員、保護者へのアンケートの実施とまとめ。
- ③ 3学期 … 学校評価の中でのアンケートの実施とまとめ。

※ 問題を隠さず、いじめの実態把握や対応ができるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。

(2) 「取組評価アンケート」等

- ① 「取組評価アンケート」 … 2学期初旬と後半（学校評価）で集中的に行う。
- ② いじめ対策委員会の会議 … 毎月1回、生徒指導委員会とあわせて「いじめ対策委員会」を開催する。
- ③ 校内研修等の実施時期の決定 … 夏季休業中に外部講師を招聘して実施する。